

尼崎市東七松町2丁目地内における地域の活性化に向けた連携協定

尼崎市（以下「甲」という。）及び AGC 株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲が所有する尼崎市東七松町2丁目11番地の公園（以下「芦原公園」という。）で行う再整備事業並びに乙が所有する尼崎市東七松町2丁目3番地の1及び8番地の土地（以下「AGC 敷地」という。）で行う不動産活用について、甲及び乙が、にぎわいの創出及び利用価値の向上等により地域の活性化を図るため、隣接する公共空間を含めて一体性を持たせた整備を行うことを目的として、相互に連携するものとする。

（対象施設）

第2条 本協定に基づく取組の対象施設は、次のとおりとする。

- （1）芦原公園
- （2）AGC 敷地
- （3）東七松緑地（AGC 敷地の南東に隣接する甲が所有する都市緑地）
- （4）尾浜区画第95号線（芦原公園及びAGC 敷地に隣接する市道）
- （5）市道第189号線の1（AGC 敷地の南に隣接する市道）

（連携内容）

第3条 甲及び乙は、前条の対象施設において、敷地の境界を感じさせない周遊性のある一体性を持たせた整備に向けて、連携して協議（以下「本協議」という。）を行う。

2 連携内容について、甲及び乙が合意に至った場合には、協定書その他の必要な契約を別途締結する。

（成果物）

第4条 本協定に基づく取組における成果物は、甲及び乙の共有物とし、双方が利用できるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定書を除き、本協議を進める過程で知り得た情報（資料及び成果物を含む。）を合意なく第三者（甲及び乙が共同又は単独で起用するアドバイザーを除く。）に開示してはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も効力を有するものとする。

（本協定の位置付け）

第6条 本協定は、甲及び乙が誠意をもって連携していくための指針として位置付けるものとし、個別の権利義務関係については、別途締結する協定書その他の必要な契約において定めるものとする。

（協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年を経過する日又は第3条第2項の規定により協定書が締結される日のいずれか早い日までとする。

（協定の変更）

第8条 社会情勢、経済情勢その他の事由により、本協定の内容を変更する必要がある場合、甲及び乙は協議の上、必要な変更を書面により行うものとする。

(定めのない事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、民法その他の関係法令及び取引慣行に従い、甲及び乙は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定書の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年（2026年） 月 日

甲 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
尼崎市長 松本 眞

乙 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
AGC株式会社
代表取締役 平井 良典